

# 例会報告

## Rotary

高山西ロータリークラブ

第 2630 地区 岐阜県 濃飛分区 創立 1966 年 1 月 15 日

●例会日 毎週金曜日 12:30~13:30  
●例会場 高山市花里町 3-33-3 TEL 34-3988  
大垣共立銀行 高山支店 4F

●会長 米澤 久二  
●幹事 鴻野 幸泰  
●会報委員長 新井 典仁



17-18 年度会報月間写真 お城シリーズ  
3 月 諏訪高島城④ 新井 典仁

### <会長の時間>

本日はSAA田中武さんおよび松川さんのお骨折りで、ここ高山グリーンホテル従業員レストラン内会議室での例会が実現いたしました。100万\$の食事例会を、会場を移してゲストをお招きしてできるとは思っていませんでした。松川さんありがとうございました。村瀬署長、ご講話よろしくお願いたします。



高山労働基準監督署長 村瀬 直貴 様

御紹介いただきました高山労働基準監督署長の村瀬です。本日はお招きいただきありがとうございました。貴重なお時間をいただき、簡単に私共労働基準監督署の役割、行政課題等について説明します。

当署は、高山市、下呂市、飛騨市及び白川村を管轄しており、目指すところは、「誰もが安心して将来に希望を持って働くことができる社会の実現」です。管内7, 200余りの事業場に働いている約62, 000人の労働者が、良好な職場環境において、仕事にやりがいを持ちけがなく安全に働いてもらうことを目標としています。

当署が行っている業務内容は、主に①労働条件の確保・改善、②労働者の安全と健康確保対策、③労災補償対策の3本を柱としていますが、本日は、①、②を中心に話を進めていきたいと思っております。

当署には、毎年800件から900件の労働相談が寄せられており、その内訳は多い順に①年次有給休暇、②自己都合退職、③いじめ・嫌がらせ、④賃金不払残業、⑤定期賃金不払、となっています。最近の特徴としては、いじめ・嫌がらせ(パワハラ)の相談が年々多くなってきています。企業は、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守することはもちろんのこと、過労死等の主な原因の一つである長時間労働の抑制や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。



### <本日のプログラム>

#### S. A. A担当 100万\$の食事移動例会

松川 英明

例年100万\$の食事例会は年6回設定されており、今年度実施済みの例会については会長幹事が設営して下さいましたが「本来の担当であるSAAで企画を」とのお達しがありました。100万\$の食事での制約の中、どの様に設営するか思案の末、いつもと趣向を変えて移動例会といたしました。会員皆様には、通常はもちろんホテル内の各レストランをご利用いただいているかと存じますが、ここ従業員用レストランは、一般の方にも開放し広く皆様にご利用いただける施設となっております。今回ご紹介を兼ねまして例会を企画させていただきました。今後もホテル共々ご愛顧下さい。

さて、本日のゲスト、高山労働基準監督署長の村瀬様をご紹介します。

村瀬様は昭和36年、岐阜市にお生まれの現在56歳。昭和59年に現在の厚生労働省である労働省に入省されました。

埼玉、東京の本省、新潟の各労働基準監督官を歴任された後、平成5年に岐阜へ赴任され県内の各監督署・岐阜労働局にてお勤めになり、八幡署長・恵那署長を経て、平成28年高山署長として着任され現在に至ります。どうぞよろしくお願いたします。

ロータリー：変化をもたらす

# 例会報告

一昨年秋の新入社員の過労自殺に端を発した違法な長時間労働が社会問題化し、全国で大手企業が次々と書類送検されたのは記憶に新しいところです。

現在開会中の 通常国会において、労働基準法等関連8 法案を一括して改正する「働き方改革関連法案」が審議される予定となっております。

労働基準法の改正では、時間外労働の上限規制の導入（月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間【休日労働を含む】未滿、複数月平均80時間【休日労働を含む】を限度に設定）、一定日数の年次有給休暇の確実な取得（使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする）が大きな改正点となっております。

働き方改革は、法改正を待つまでもなく、人材の定着・確保の観点からも企業にとって喫緊の課題であり、どのようなことが実行可能なのか検討・工夫することが必要と考えます。お配りした「新はつつ職場づくり宣言」もそのきっかけとなると思いますので、是非とも検討をお願いします。

次に労働災害防止についてお話します。当署管内における平成28年及び平成29年の休業4日以上労働災害発生状況は表のとおりであり、平成29年は177件と平成28年に比較し残念ながら14.9%増となりました。死亡災害も発生しており、平成28年に2名、平成29年に4名の尊い命が失われました。

最近5年程労働災害は増減を繰り返しており、死亡災害についても2年間ゼロということもありましたが、私が着任して2年が経過しようとしています、8件の死亡災害が発生しており、誠に憂慮すべき状況にあり責任も痛感しています。

当署では、従来から5年の中期計画を策定し労働災害防止に取り組んできましたが、平成30年度から新たな5か年計画（第13次労働災害防止5か年計画）をスタートさせることとしています。

当署の特徴としては、冬季の凍結による転倒災害が多発しており、その防止が災害減少の鍵になると考えています。2年間これらの災害防止を目的に「STOP冬季労働災害プロジェクト」を展開しましたが、平成30年度もこの運動を発展させていきたいと思ひます。労働災害防止は、災害が発生する前に職場に潜む危険な芽を摘み取ること（リスクアセスメント）が肝要となりますので、是非その観点での職場の見直しをお願いします。

また、過去の労働災害を分析すると、経験の浅い労働者が被災する傾向があります。労働者が不安全行動をしても災害が起こらない環境とすることが第一に求められますが、それと並び労働者に対する安全衛生教育が重要であることが統計的にも明らかとなっております。4月に新入社員を迎えられる企業もあると思ひますが、十分配慮をお願いします。

企業は、労働契約法においても、労働者の安全に配慮する義務が

定められています。これまでの行政経験の中で、数々の悲惨な死亡災害に直面し、御遺族の話を聞く度に、決して労働災害はどんなことがあっても発生させてはならず、これからもその防止のためあらゆる対策を講じていくこととしております。

何ら安全対策について意識していなくても、災害が発生しないケースはあります。「今まで大丈夫だったから」という 既成概念は捨て、労働者はもとより、その家族、企業が笑顔になれるよう皆様の御尽力をお願いするとともに、行政としても全力を尽くすことをお誓いし、結びとしたいと思います。御清聴ありがとうございました。



働き方改革推進支援センター (平成30年4月～(予定))

「非正規雇用労働者の処遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。

◆ 社会保険労務士等の労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や電話相談により、技術的な支援を提供します。

◆ セミナー・出張相談も随時開催します。

時間外労働等改善助成金 など (平成30年4月～(予定))

◆ 時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4コースの助成金で強力サポート!!**

◆ そのほか、人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。

詳しくは以下のURLのほか、都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

(URL) [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufu/kin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu/kin/)

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げること支援します。

お問い合わせは都道府県労働局まで

勤務間インターバル導入コース

休憩時間が9時間以上となる「勤務間インターバル」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休憩時間を延長する取組みを支援します。＊勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休憩時間を設けるもの。

お問い合わせは都道府県労働局まで

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

お問い合わせは都道府県労働局まで

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組みを支援します。

お問い合わせはテレワーク相談センターまで

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

◆ Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」

◆ 労働基準法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

◆ Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の問題点を把握できるほか、働き方・休み方改善の取組事例紹介などの情報を掲載しています。

(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

(H30-3)